

平成 28 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコ
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 貴 俊
(東証 2 部・コード 8892)
問合せ先 常務取締役 中 西 稔
電 話 06-6223-8055

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件は平成 28 年 3 月 25 日開催予定の定時株主総会において承認されることを条件として実施いたします。

記

1. 移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層強化することにより、さらに透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を図ることを目的に監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

2. 移行の時期

平成 28 年 3 月 25 日開催予定の第 21 回定時株主総会において、移行に必要な定款の変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

3. 定款の一部変更

変更内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 (機関) (現行どおり)
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(削除)
(3) <u>監査役会</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第19条 (選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>第22条 (招集権者および議長) (条文省略) 2. (条文省略) (新設)</p>	<p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>第19条 (選任) 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. 当社は、会社法および本定款に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の取締役を選任することができる。 5. 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第20条 (任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条 (招集権者および議長) (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、取締役会を招集することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第 23 条 (招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>第 26 条 (議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</p> <p>第 27 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (社外取締役の責任限定契約) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設) (新設)</p>	<p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>第 27 条 (議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名をする。</p> <p>第 28 条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 29 条 (取締役の責任限定契約) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査等委員会 第 30 条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮す</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>第29条 (員数)</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>第30条 (選任)</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第31条 (任期)</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>第32条 (常勤の監査役および常任監査役)</u> 監査役会は、その決議によって監査役の中から、常勤の監査役を1名以上選定する。 2. 監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から、常任監査役を選定することができる。</p> <p><u>第33条 (招集通知)</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、監査役会を開催することができる。</p> <p><u>第34条 (決議の方法)</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある</p>	<p>ることができる。</p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第31条 (監査等委員会規程)</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>第 35 条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条（議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条（社外監査役の実任者との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>第 39 条～第 44 条 （条文省略）</p>	第 32 条～第 37 条 （現行どおり）

以 上